議会だより（うらやす）

2005年（平成17年）2月15日

No. 107

発行　浦安市議会
編集　うらやす議会だより編集委員会
〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号　☎047－351－1111 内線1804

▲郷土博物館で海苔すき体験

第4回定例会

平成15年度決算認定ほか21議案を可決

企業からの資金提供問題調査特別委員会を設置

平成16年第4回定例会は、11月26日より12月16日まで開催されました。

この定例会では、市長から提出のあった補正予算7件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、契約の締結1件、財産の取得1件、人事案件1件、その他6件が審議され、全議案が可決されたほか、議員から提出された発議2件を採決し、うち2件が可決されました。

また、第3回定例会から継続審査となっていた平成15年度各会計歳入歳出決算が認定されました。

議決内容

●補正予算●

◎ 一般会計補正予算（第2号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ八億三七六〇万円を減額し、予算の総額を五六九億七七三〇万円とした。

◎ 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ八九〇万円を追加し、予算の総額を八五億四九九〇万円とした。

◎ 学校給食センター特別会計補正予算（第1号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ一一〇〇万円を減額し、予算の総額を一三億一三〇〇万円とした。

◎ 交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ四五〇万円を追加し、予算の総額を三二一〇万円とした。

◎ 公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ四九七〇万円を追加し、予算の総額を三四億三五七〇万円とした。

◎ 墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ一一五〇万円を追加し、予算の総額を二億九七五〇万円とした。

◎ 介護保険特別会計補正予算（第1号）（全員賛成）

歳入歳出それぞれ一七四〇万円を追加し、予算の総額を二五億三六四〇万円とした。

●条例の制定●

◎ 青少年交流活動センターの設置及び管理に関する条例（賛成多数）

青少年交流活動センターを設置するため制定した。

●条例の一部改正●

◎ 特別会計条例（全員賛成）

学校給食センター特別会計を廃止するとともに、老人保健特別会計に係る規定を整備するため改正した。

◎ 国民健康保険税条例（全員賛成）

地方税法の改正に伴い所要の改正をした。

◎ 市立保育所の設置及び管理に関する条例（全員賛成）

ふたば保育園を設置するため改正した。

◎ 市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（全員賛成）

入船北幼稚園を廃止するため改正した。

●契約の締結●

◎ 仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業（特定事業）（賛成多数）

仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業（特定事業）について㈱浦安学校給食サービスと九八億九七五五万六八〇〇円に金利変動、物価変動及び食数変更並びに消費税率変動及び地方消費税率変動による増減額を加算した額の範囲内で平成33年3月31日までの期間契約した。

●財産の取得●

◎ 消防ポンプ自動車の購入（全員賛成）

消防ポンプ自動車をロイヤル防災㈱から三四一二万五〇〇〇円で取得した。

●発　議●

◎ 乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（継続）

◎ 義務教育費国庫補助負担堅持を求める意見書の提出について（可決）

◎ 「企業からの資金提供問題調査特別委員会」の設置について（可決）

●報　告●

◎ 定期監査の結果報告について

◎ 例月出納検査の報告について（8月・9月分）

◎ 寄附受入れについての報告

●その他●

◎ 指定管理者の指定について（市立ふたば保育園の指定管理者）（賛成多数）

ふたば保育園の指定管理者を社会福祉法人芳雄会に指定した。

◎ 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議（鴨川市と天津小湊町の廃置分合に伴うもの）（全員賛成）

◎ 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議（柏市と沼南町の廃置分合に伴うもの）（全員賛成）

日程表

月日	曜日	日程
11/26	金	開会、会期の決定、提案理由の説明、平成15年度決算採決
12/3	金	会派代表による総括質疑、議案第16・17・18・19・20号、諮問1号採決、議案・請願・陳情各委員会付託
6	月	建設経済常任委員会
7	火	総務常任委員会
8	水	教育民生常任委員会
13	月	委員会審査結果報告・採決、一般質問
14	火	一般質問
15	水	一般質問
16	木	一般質問、発議採決、特別委員会委員選任、閉会

市議会を傍聴しましょう

市議会第1回定例会は2月18日（金）から開かれる予定です。

会期や審議日程は、2月15日（火）の議会運営委員会で決定され、公民館等やホームページにも掲示されます。

本会議を傍聴される方は、傍聴人控室で会議当日に受付をいたします。

なお、各常任委員会等は、委員長の許可を得て傍聴することができます。

車椅子での傍聴もできますので、議会事務局までご連絡ください。

◎　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議（**鴨川市と天津小湊町の廃置分合に伴うもの**）（全員賛成）

◎　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議（**柏市と沼南町の廃置分合に伴うもの**）（全員賛成）

◎　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分に関する協議（全員賛成）

●人事案件●

◎　人権擁護委員の候補者の推薦について（賛成多数）

飯塚　荘一郎　氏
浦安市当代島3-14-13

一般質問

第4回定例会では、12月13・14・15・16日の4日間にわたり15名の議員より、市政全般に対して活発な論議が展開されました。
ここでは、その一部を掲載いたします。

市長の政治姿勢について

広瀬明子（無所属）

問　10月8日、松崎市長が原告で訴えていました裁判結果が出ました。それに対して2週間の控訴期間が過ぎ、控訴がなかったがゆえに、この判決は確定しました。要するに「100条委員会を設置した前議会、企業からの資金提供に関することの調査は、市の事務との関連性を欠く」との主張をなされた市長の主張は認められなかった、簡単に言いますと、こういう結論だったと思います。このような判決が確定した以上、今までのような対応は許されないのではないかと思いますが、それについての市長の見解を伺います。

答　**市長**　知事提訴に関連して、この機関訴訟、機関提訴の趣旨についてですが、何度も本会議場でお答えをしていますが、私は、市の行政を執行する市長という機関としての立場であり、また、法律を遵守しなければならないという立場からも、今回の、いわゆる100条委員会の問題は議会としての調査権の範囲を、市政から逸脱しており、違法であるとの主張を一貫して行ってきています。この点で議会との間に依然として相違があり、さらには知事裁定も妥当性を欠くとの判断から、法律上に規定されている手続にのっとり、機関訴訟として千葉地裁に出訴したものです。今までも、お答えすべきと判断したことについては、すべてお答えしてきておりまして、今回、判決が出たからといって新たにお答えすることはございません

市長の政治姿勢について

丹下　剛（無所属）

問　知事提訴の会計、裁判費用について、5月16日に出した訴訟委任契約書の中では、着手金六六万八八五〇円となっています。

裁判に要した費用の明細、弁護士の費用などを教えてください。

また、判決文にある原告側の文章を作成した弁護士は複数でしょうか。

担当した弁護士はどなたか教えてください。

答　**総務部長**　裁判の費用に関して、弁護士の費用等は、この判決書により、訴訟費用は市の負担となっています。

この訴訟費用は、狭義の意味での訴訟費用です。

一般的な訴訟費用の内容としては、鑑定に要する費用や証人等の旅費、日当、宿泊費などとなります。

しかし、今般の事件については、事件の性質上、これらにかかわる費用は一切支出がありませんでした。

したがいまして、判決書による訴訟費用の負担は、現在のところ発生していないということになります。

また、原告側の文書を作成した弁護士等の数等は、本件では、訴訟代理人として伊澤猛弁護士及び小林和則弁護士と委任契約を結んでいます。

したがいまして、伊澤弁護士及び小林弁護士の両弁護士と打ち合わせを行い、訴状などに記されている市長側の主張としたものです。

県の施策、事業との連携について

内田悦嗣（政新クラブ）

問　千葉県の施策、事業の行方は市の将来の方向を大きく左右し、市と県の方向がきちんと合致しなければ、浦安市のさらなる発展はないものと言えます。

市と県との施策、事業の連携について、地方自治制度が大きく変革していく中で市はどのように考えているのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

答　**市長**　県との連携は、地方分権の進展の中で、市民福祉の向上を目指して県と市が互いに対等なパートナーとして連携を図ることは、極めて重要なことと思っています。

したがって今後も県と適切に連携しながら施策や事業に取り組んでいく必要があると思います。

県との関係がうまくいっていないのではととらえておられるようですが、確かに、今までと違い、言うべきことは言うとのスタンスに立っています。

こうした方向性が、まさに地方分権が進んできているあらわれではないかと思っています。これまでの国、県、市という上意下達の関係から、地方分権により対等の立場で物が言えるようになってきたということで、場合によっては互いの意見の食い違いが出てくることもやむを得ないのではないかと考えています。

具体的には、三番瀬再生会議は、市として言うべきことは言うとのスタンスで臨み、羽田空港再拡張に伴うD滑走路問題では、がっちりスクラムを組めたと思います。

大規模地震対策について

折本ひとみ（無所属）

問　今回の新潟県中越大震災で、多くの人、企業、そして自治体がみずからの大規模地震対策を見直していると思います。

本市では、平成7年の基礎調査をもとに、平成8年に策定された地域防災計画震災編があります。

その後、約8年が経過しており、現在、平成18年を目指して、その見直しを行っているところだと思いますが、現時点で大規模地震が発生した場合の本市の体制を確認のためにお教えください。

答　**市長**　大規模地震対策に関連してでございますが、私は10年前の阪神・淡路大震災は翌日、そして今回の新潟県中越地震は2日後に災害直後の現地に入り、現状をこの目で視察してきています。

そういった観点からも、地震発災時、市民の皆さんの生命・財産を守るためには、何よりも職員のマンパワーを集中させ、毅然とした初動態勢の構築が肝要だと考えています。

夜間及び休日等の勤務時間外に、市内に震度5強以上の地震が発生した場合には、全職員が速やかに各所属部局に登庁しますが、市内33か所の避難場所へは職員99名が自宅からその場所に直行する体制になっています。

そしてその後、地域防災計画に従い、おのおのの役割に沿った災害救援業務の準備、さらに災害の発生状況に応じ、災害対策本部の指示により、直ちに応急活動が開始される事になっています。

新庁舎建設計画について

石井　清（無所属）

問　基本計画第2次実施計画で、本年、平成16年に基本構想を作成し、庁舎等の建設に向けた検討が進められていると思いますが、現庁舎が抱えている問題や課題について説明願います。

また、現庁舎の耐震工事がいつ行われ、どのくらいの耐震性が得られたのか、費用は幾らかかったのか伺います。

答　**経営企画部長**　現庁舎等が抱える課題等は、防災拠点としての十分な耐震性能が得られておらず、大地震などの災害時に災害復興拠点としての役割を果たすことができないのではないかという問題、また庁舎が分散化し、機能が分割されていることからの市民利用や効率的な業務運営への支障という問題、施設の狭隘化や老朽化の問題。またバリアフリーや情報化への対応などの問題や課題があると認識しています。

庁舎の分散化については、第二庁舎や総合駐車場が浦安公園用地内にあるため、公園が整備できない現状もあります。

次に、現庁舎の耐震工事は、平成7年の阪神・淡路大震災の被害にかんがみ、平成8年度に本庁舎の耐震補強工事を実施しました。

耐震性としては、阪神・淡路大震災クラスの地震においても、庁舎の構造上の部分的な損傷は生じるものの、倒壊は免れ、避難に際しての人命は確保できる程度の補強となっています。

なお、費用は、一億四六二六万円でした。

市長の政治姿勢について

平野芳子（政新クラブ）

問　知事提訴については、請求却下でした。市長が違法であると主張されてきたこの企業からの資金提供問題調査特別委員会について、控訴しなかったということで、この100条委員会を認めるのかどうか、考えを伺います。

また、行政報告の中で今後、大局的見地から控訴をしないとしています。この大局的見地について具体的に伺います。

答　**市長**　100条委員会の設置については、学説でもいろいろ分かれていると聞いています。この調査権の範囲について、それらの学説の中でも厳格にとらえるべきと主張してきており、今でも変わっていません。ですから、認める、認めないという問題ではないと考えています。

また、大局的にどう判断したのかという点は、さまざまな点を総合的に検討して判断しました。

控訴するとの選択肢もありましたが、本年6月に当該条文に関係して、行政事件訴訟法の一部を改正する法律により地方自治法が改正されたこと、本事件を出訴した平成15年5月から判決の言い渡しの日まで約1年半を要し、高等裁判所に控訴した場合に、再び同じような期間が費やされることなどから、市民の皆様から市政運営という負託を受け、またその最高責任者である市長という立場を考慮しつつ、今後において紛争を拡大させないという見地から、あえて控訴せず、裁判を終局させるという判断をしたところです。

交通問題について

山崎次雄（無所属）

問　自転車の歩道通行可はどこでどのように決めているものなのか、また、歩道幅による規定はあるのかないのか、さらに、歩道通行可の標識はどのような位置に設置するのか、そして、歩道通行可の市民周知はどのようになっているのか伺います。

答　**建設部長**　自転車の歩道通行可の指定等に関するものについては、自転車は道路交通法で軽車両とされ、歩道と車道の区別のある道路では、原則として車道を通行しなければならないものと規定されていますが、特に自転車通行可と指定された歩道については、通行することができるものと規定されています。

この自転車通行可については、車道の通行量の多さや自転車と歩行者の通行を考慮し、歩行者の通行に支障がなく、原則として2メートル以上の歩道幅員を有し、

交差点部などに自転車が容易に乗り入れる構造であり、連続する走行区間が保てることなどを条件に県公安委員会が指定しています。

また、これらの指定区間の主要な区間には、基本的には自転車通行可となる指定路線の始まりと終点の部分に標識が設置されていると聞いています。

歩道における自転車通行可の市民周知については、現在行っていないところですが、今後、周知できるよう検討していきたいと考えています。

なお、この検討については、自転車走行マップ等地図等も含め、検討していきたいと考えています。

福祉行政に関して

醍醐誠一（清和会）

問　地域権利擁護事業については、成年後見制度への連動を的確に行うことが重要な役割と考えられ、こうした補完関係により、両制度がともに利用者にもっと身近な存在になることが期待されています。本市では、これらの制度や事業がスタートして以来、その体制づくりや市民への啓発等どのように取り組んできたのか、お尋ねします。

答　**保健福祉部長**　地域福祉権利擁護事業、いわゆる福祉サービス利用援助事業は、平成11年10月より、全国一斉にスタートしました。平成15年5月には松戸広域後見支援センターより独立し、浦安市社会福祉協議会において開所したところです。

また、成年後見人制度は、平成12年4月に民法改正により施行され、本市でも、判断能力が不十分な痴呆症高齢者や精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申し立てができない状況にある方に対応するため、平成14年4月1日に浦安市成年後見制度における市長による審判手続等に関する要綱を制定し、社会福祉課が担当窓口として実施しています。

この2つの制度の市民への周知は、パンフレットを社会福祉協議会や社会福祉課窓口に設置したり、社会福祉協議会の広報誌「福祉だより」に掲載しています。

また、成年後見制度については、関係団体が個別相談会を実施していますので、随時広報うらやすを通じてお知らせをしています。

学校の考え方と運用について

岡本善徳（政新クラブ）

問　新町地区の保護者は、今後、建設される学校に対し、学区の設定、またその周知に関して不安になっています。

教育委員会で考えている現状または予定をご答弁願います。また、生徒数、児童数の推移は、どのようにとらえているか伺います。

答　**教育総務部長**　今後、新町地域に建設が予定されている学校は、日の出地区で日の出南小学校、明海地区で仮称第16小学校、仮称第8中学校、高洲地区で仮称第17小学校です。新設校の通学区域は、住宅開発や入居スケジュール等により考慮するとともに、より正確な学校教育環境に資するように慎重に検討する必要があり、現在は、開校の前々年度末に最終的に確定するようにしています。

このため、平成17年度4月開校予定の日の出南小学校の通学区域は既に定まっていますが、平成18年4月開校予定の仮称第16・17小学校、仮称第8中学校の通学区域の正式決定は平成17年3月になるものと考えています。

児童・生徒数の推移は、平成16年9月1日付け人口統計から推計すると、日の出南小学校は平成17年度、約830人、平成18年度810人、平成19年度、900人、次に、仮称第16小学校は平成18年度、約360人、平成19年度、570人、仮称第17小学校は平成18年度、約300人、平成19年度、500人、仮称第8中学校は、平成18年度、約180人、平成19年度、約230人と推計しています。

羽田空港再拡張問題について

田所由香（無所属）

問　10月29日から1か月間、羽田空港再拡張事業にかかわる環境影響評価方法書の縦覧が実施されました。

どのような方法でアセスメントを実施するかを示した、この方針書とも言うべきものです。

アセスメントをきちっとやらせ、見守り、意見をだしていかなければなりません。

この環境影響評価方法書について、当局はどのように評価しているのか伺います。

答　**市長**　この環境影響評価方法書については、事業者である国土交通省が環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての事項を記載した、環境アセスメントの設計図とも言われるものです。

しかし、環境影響評価を行うに当たっての前提条件である航空機の詳細な運行計画案などの具体的な事項は、明らかにされていません。

また、航空機騒音の予測は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等関する法律施行規則第1条第1項に規定する算定方式となっており、飛行回数や経路などに関して年間を通じて標準的な条件を設定し、算定することとなっています。

これは、本市のように南風が吹くときだけに航空機が集中して飛行する地域にあっては、年間を通じての評価となるため、過少に評価される危険性があるのではないかと考えています。

庁舎等建設事業について

元木美奈子（日本共産党）

問　松崎市長の市政執行が始まった当初は庁舎建設は凍結されていましたが、再び平成14年から検討経費の予算措置もされ、本格的な検討を始めております。本庁舎の完成は昭和49年10月ですので、ちょうど今年で築後30年の建物だということになります。

築後30年で建物を取り壊すことは、社会資本の浪費、環境への負荷などから問題があると思いますが、当局の考えを伺います。

また、新庁舎建設に向けて、築後30年で建て替えを検討し始めた他市町村などの事例があれば挙げてください。

答　**経営企画部長**　現在の庁舎は、庁舎機能が分散し、市民利用や効率的な業務運営という点で課題があることや、防災拠点としての耐震構造上の問題、さらにはバリアフリーや情報化への対応など、さまざまな課題があり、なるべく早くこれらの問題、課題の解決を図る必要があるものと考えています。

今後、庁舎建設の検討の中で、現庁舎を活用する方法と活用しない方法の比較検討なども予定していますので、その中で併せて検討すべき課題の一つではないかと考えています。

次に、平成14年度に行った基礎調査においては、過去10年程度の間に新庁舎を建設した国、県、市など54の事例を収集しました。

その中で、築後30年程度で既存庁舎を取り壊して、新庁舎を建設した自治体は4件でした。

市長の政治姿勢について

井原めぐみ（日本共産党）

問　企業からの資金提供問題にかかわる県知事提訴と読売新聞社提訴で、知事提訴の判決結果のどこを不本意として否定するのか。読売新聞社提訴の公判では、オフィスマツザキに関しては民民のこととする市長ですが、出廷時の市長夫人との関係は夫妻としてなのか、市長と一市民としての関係なのか。県知事提訴敗訴を受けての政治責任の認識を伺います。

答　**市長**　私は市の行政を執行する市長という機関としての立場で、法律を遵守しなければならないという立場からも、100条委員会の問題は議会の調査権の範囲を市政から逸脱しており違法であるとの主張を一貫して行ってきています。この点で議会との間に相違があり、さらには千葉県知事裁定も妥当性を欠くとの判断から、法律上に規定されている手続にのっとり、千葉地裁に出訴したもので、地方裁判所で、結果として当方の主張が認められなかったという点で不本意という表現となっております。棄却された責任は、機関訴訟として提訴しています。しかし、判決の中にも棄却されたからといって従来主張している市の事務に関する範囲内で100条委員会は認められるとの判決でした。今までの発言、答弁もそれに沿った発言をしており、今後新たに申し上げることはないと思っています。

また、読売新聞社提訴は、あくまで私人として一貫した立場を貫いています。一貫して答弁している内容も変わりはありません。

介護保険制度について

森野卓郎（日本共産党）

問　特養ホームの待機者について、現在浦安市内の待機者は何名なのか、昨年に比べてどうなっているのかお尋ねいたします。

特に、待機者については、単純な申告順番待ちから、必要度に応じて入所していただく方式に変更したと聞いておりますが、そうした関係も含めた説明をお願いします。

答　**保健福祉部長**　平成16年11月1日現在の浦安市特別養護老人ホーム入所希望者は、市外者6名を含み281名で、昨年同時期との比較は、昨年に比べ総数で10名の減です。

待機状況別では、入所希望者の居住別内訳では申告内容では、在宅147名、入院中53名、老人保健施設入所中49名、有料老人ホーム入所中11名、グループホーム入所中8名、市外の特別養護老人ホーム入所者5名、その他8名です。

入所希望者の申込みからの待機期間は、入所順位の決定方法を受付順から市の選定基準に基づき本人の要介護度、在宅サービス等の利用状況、主たる介護者の状況等を点数化し、入所検討委員会で入所順位を決定する方式に改めています。

入所順位は毎年1回、入所希望者の見直しを行っていることから、一概に待機期間は言えませんが、平成16年11月1日現在の平均では23か月待機する状況です。入所希望者の要介護度別の内訳は、要介護1、52名、要介護2、58名、要介護3、60名、要介護4、57名、要介護5、54名です。

新年度予算について

空岡信耶（無所属）

問　松崎市長の不透明な政治姿勢下における新年度予算について、新年度予算への影響、新年度予算の基本的なあり方、主要施策・重点施策について、詳細な答弁を求めます。

答　**市長**　本市の財政については現在のところ、各種財政指数を見る限り、他の自治体と比べて恵まれた状況にあります。

しかし、将来を見据えた場合、社会情勢が変化していく中でさまざまな分野で市民ニーズの拡大が予想され、今の財政状況が続くとは限らないものと考えています。

そこで、新年度予算編成は、都市経営の視点に立って、より効率的・効果的な行財政運営を基本に、限られた財源を重点的かつ効率的な配分に努め、基本計画に掲げた7つの重点プランを中心に第2次実施計画における各種施策や事業の推進を図り、基本目標である人が輝き躍動するまち浦安の実現を目指していきたいと考えています。

さらに、市民ニーズがますます多様化・高度化する中、限られた財源の中で優先順位をつけていかなければなりませんが、その中でより透明性を高め、市政運営について説明責任、説得責任を果たしながら平成17年度予算編成にあたっていきたいと考えています。

答　**経営企画部長**　平成17年度は7つの重点プランのうち、子ども・子育て家庭の支援を初め、学校教育の充実、在宅福祉の推進、青少年の健全育成などの各施策の着実な推進に努めていきたいと考えています。

全国自治体における本市の状況について

杉浦哲（無所属）

問　このところ、本市に朗報がもたらされています。

電子自治体化率が全国2位になりました。

全国の都市の成長力ランキングを算出している、毎年発行される地域経済総覧の資料をもとにまとめた週刊東洋経済記事によれば、人口10万人以上の224市のトップは本市とのことです。

また、日本経済新聞社と日本産業消費研究所の全国695市と23区の行政比較調査で3位にランクされました。

この結果に関して、来年度の予算編成を進めている市長はどう受けとめているかご所見を伺います。

答　**市長**　日本経済新聞社と日経産業消費研究所が2年に1度、全国695市と東京23区を対象に行っている行政比較調査の行政サービス度でトップの武蔵野市、2位の三鷹市に次いで僅差で所沢市と並んで本市がまさに堂々全国3位にランクされたことは、これまでの本市の取り組み、すなわち市民、職員、議員の皆様が一体となって取り組んできたことが評価されたものと大変喜ぶべきものと考えています。

この調査は、5分野から特定の30項目の実施状況を調査したもので、これにより行政サービスの状況をすべて評価できるものとは考えていませんが、このような調査結果も行政サービスの大いな指針並びに指標として参考にしながら、市民ニーズを的確に把握し、さらなる行政サービスの向上を目指していきたいと考えています。

各常任委員会の審査から

第４回定例会で、所管の委員会に付託された各議案及び陳情は、12月６日建設経済常任委員会、７日総務常任委員会、８日教育民生常任委員会でそれぞれ審査されました。

ここでは紙面の関係で、委員会で行われた主な議案の質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

総務常任委員会

議案第1号　平成16年度浦安市一般会計補正予算（第2号）

問　給与関連で、全体額は総括質疑で答えていますが、給与部分、共済費部分、また、かかわった職員全体ではどうなるのかお示しいただければと思います。

答　2節の給料で二八三六万四〇〇〇円の減で、内訳は特別職分が七四七万円の減、一般職分が二〇八九万四〇〇〇円の減です。

3節の職員手当等は九二五万九〇〇〇円の減で特別職分が七〇二万二〇〇〇円、一般職分が二二三万七〇〇〇円の減です。

4節の共済費では、二二七四万五〇〇〇円の追加で、特別職分で二六六万九〇〇〇円の減、一般職分で二五四一万四〇〇〇円の追加です。

異動にかかわった職員は210名で、昇格した職員は52名です。

議案第9号　浦安市特別会計条例の一部を改正する条例の制定

問　学校給食センター特別会計を一般会計化することにより、現在特別会計で掲載されている項目について一般会計の中で明許され、基本的に変わらないのかどうか確認します。

答　歳出では、給食センター費という目を設けますので、そのまま事業立ても変わらずに、一般会計の方で計上していきたいと考えています。

歳入では、当然一般会計繰入金はなくなりますが、給食費収入が雑入になりますので、この雑入の中で、通常ですと現年度分、過年度分、そういう分け方はしませんが、給食費については雑入で計上する中で、現年度分と過年度分に区分けをして、どの程度の未納があるのかというのはわかりやすい計上の仕方にしたいと考えています。

問　学校給食センター特別会計を廃止し、一般会計とすることにより、給食費の徴収はどうなるのかご説明ください。

答　現在も給食センターで徴収事務を行っており、従前と変わりません。

議案第15号　財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD－1）の購入）

問　現在11年間使った消防車両の走行距離は何キロですか。

また、消防ポンプ自体の性能、耐用年数は何年でしょうか。

答　今回更新予定のポンプ自動車は、第1分団の第1自動車と第2分団の第3自動車で、走行距離は、それぞれ本日までで8815km、6350kmです。

また、ポンプはA2級という、上位から2番目の性能のあるポンプを採用しています。

耐用年数の基準については把握はしていません。

教育民生常任委員会

議案第1号　平成16年度浦安市一般会計補正予算（第2号）

問　訪問看護ステーション事業の中央訪問看護ステーション経費で二五〇万円減額補正されたことについて説明願います。

答　中央訪問看護ステーションの減額補正は、平成15年度並みの利用者で予算計上をしましたが、利用者数が減少したことにより、看護師賃金を更正減するものです。なお、この事業は委託ではなく、直営で行っています。

問　スポーツエキスパート活用事業というものの内容について、教えていただきたい。

答　スポーツエキスパート活用事業は、千葉県が行うスポーツエキスパート活用事業の補助金交付要綱によるもので、千葉県教育委員会が、文部科学省の補助を受け、平成14年度から実施された事業です。

事業内容は専門的な指導力を備えた指導者を必要とする公立中学校に、民間の運動の指導者を派遣するという内容です。

子ども達はこの指導者によってスポーツの楽しさ、爽快さ、達成感を体験できるというものです。併せて、スポーツに楽しむという基礎を培うという内容です。

本市では浦安市小・中学校部活動指導者派遣事業があり、これに補助を受けています。

議案第8号　浦安市青少年交流活動センターの設置及び管理に関する条例の制定について

問　この施設の宿泊定員が100人となっていますが、宿泊人数の内訳を教えて下さい。

答　宿泊人数の内訳は、5人定員の客室が12部屋で60人、リーダー室が4人、障害者用が3人、和室が10人、研修室が23人で、合計100人です。

議案第14号　契約の締結について（仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業（特定事業））

問　PFI事業者の事業計画に基づく財政支出の削減効果として、市が直接事業を実施した場合と比べて約30％の削減が見込めるとありますが、その内容を説明してください。

答　今回のPFI事業は、設計、建設、運営、維持管理等、一括して15年間にわたって事業者グループにお願いするものです。

バリューフォーマネーの算出に当たり、市が従来方式における方法で建設、運営した場合、浦安市の財政支出と落札者の提案に基づいた浦安市の財政支出、一方でPFI事業の実施に伴う直接的な浦安市の財政支出を加えて比較をし、算定の結果、現在価値化に置きかえると約30％のバリューフォーマネーが生じるという結果になったものです。

建設経済常任委員会

議案第1号　平成16年度一般会計補正予算（第2号）

問　千葉県労働者信用基金協会が解散したことによる市民への影響を伺います。

答　この協会が行っていた労働者への債務の保証業務は、解散とともに日本労働者信用基金協会に譲渡され、従前と変わらない保証業務が行われますので、利用者には影響ありません。

問　河川等水質検査業務が昨年と同じ検査内容で約半分の額で落札されていますが、このような会社のあり方についてご見解を伺います。

答　入札は、金額により決定していきますが、契約内容が適切に処理されなければなりませんので、落札業者が当初の契約どおりに履行するよう十分確認していかなければならないものと考えています。

問　斎場建設事業の進捗状況及び管理運営の検討状況を伺います。

答　11月末の状況では、建築工事は既に躯体は立ち上がり、仕上げの工事に入っています。

電気機械設備工事も建築工事と並行して配管、通線工事や機械等の設置を行っています。火葬炉設備工事は火葬炉の設置工事を行っており、躯体の金物組み立て、耐火レンガの積み込みが終了しています。工事の進捗率は、建築工事が54％、電気設備が70％、機械設備が58・5％、火葬炉設備工事が30％で当初の予定どおりに工事は進んでおり、3月末には建物関係が完了し、7月には供用開始できる予定です。また、運営管理は、指定管理者に移行できれば速やかに移行する考えですが、火葬場と式場を一括で行っている指定管理者は、今のところないという状況ですので、最初は市管理、直営で行います。

問　斎場建設事業の事業費が確定したことなどにより継続費が変更されていますが、確定するまでの経緯をお願いします。

答　平成15年度では建築工事、電気設備工事、機械設備工事、火葬炉設備工事の4件で二九億五四七〇万円の契約をしています。平成16年度では外構、植栽、余熱供給関係の工事を発注しており、11月末で九〇三六万六五四四円の契約をしています。この後、看板設置工事等細かい工事が残っていますが、ある程度見通しが立ちましたので今回補正計上しました。

問　生ごみ処理容器等の市内の普及の状況をお答えください。

答　補助制度は平成4年度に開始され、平成16年度上半期までの累積で、コンポスト型の容器が498台、電動式が558台、合計1056台の補助申請がありました。

●可決された意見書●

義務教育費国庫負担堅持を求める意見書

政府・与党が11月26日合意した「三位一体改革の全体像」は、「地方の権限拡大」の名で、福祉・教育などに対する国の責任を後退させ、地方財政の削減をすすめるものであり、自治体が本来はたすべき住民福祉の増進の仕事を困難にするものです。

焦点の一つとなっていた義務教育費国庫負担金は「全体像」では、2005年、2006年の2年間で八五〇〇億円程度削減していくことを決めていますが、これは憲法が保障する国民がひとしく教育を受ける権利を財政面から危うくするものです。

よって政府においては教育の機会均等とその水準の維持向上を図るために、多くの都道府県・市町村議会での「義務教育国庫負担制度の堅持に係る意見書」採択やPTA団体も含む教育関係者が一致して同制度堅持を求めていることを踏まえて義務教育費の国庫負担を削減しないことを強く求めます。

記

1．三位一体改革において義務教育については国庫負担を堅持すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

「企業からの資金提供問題調査特別委員会」の設置について

本市議会は、新聞報道された企業からの資金提供問題に関する地方自治法第100条の事務調査を行うため、下記により特別委員会を設置するものとする。

記

1．名　　称　　企業からの資金提供問題調査特別委員会
2．調査事項　　企業からの資金提供に関する問題
3．地方自治法第100条第1項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限及び同条に必要な議決事項並びに第10項の規定により団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限を本特別委員会に委任する。
4．本特別委員会は、2の調査事項の調査が終了するまでは閉会中も継続審査することができる。
5．本特別委員会の委員は20人とする。
6．本特別委員会に要する費用は、本年度においては一〇〇万円以内とする。

「企業からの資金提供問題調査特別委員会」の正副委員長の互選について

第4回定例会において設置された「企業からの資金提供問題調査特別委員会」の正副委員長が、12月16日に開かれた第1回委員会において左記のとおり互選されました。

委員長　丹下　剛
副委員長　元木　美奈子

請願・陳情の審査結果

採択されたもの	
陳情第12号	緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情
不採択となったもの	
陳情第11号	介護保険制度における介護予防策に関する陳情
陳情第13号	東京湾アクアライン通行料金の普通車800円による社会実験を要望する意見書採択に関する陳情
陳情第14号	「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する陳情
陳情第15号	「WTO・FTO交渉」に関する陳情
継続審査となったもの	
請願第3号	『浦安市の公立小中学校の学校給食のシステムと「食材内容」についての、見直しと安全性強化』に関する請願
請願第4号	『浦安市の公立幼稚園のお弁当の「食材内容」についての、見直しと安全性強化』に関する請願
取下げられたもの	
請願第2号	『浦安市の公立小中学校の学校給食と幼稚園の宅配業者のお弁当の「食材内容」について』の、見直しと安全性強化に関する請願

会派代表 総括質疑

第4回定例会では、12月3日の本会議において、4人の議員がそれぞれの会派を代表して、また、無所属の議員1人が質疑を行いました。ここでは、紙面の関係で主な質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

清和会

問　一般会計補正予算で、今回の補正で財政調整基金からの繰入金が六億九四五三万円減額となった理由、平成17年度を見据えた財政調整基金の見通しについてお尋ねをいたします。

答　減額の理由は、歳入面で仮称第15小学校建設事業に伴う国庫補助や、前年度からの繰入金などが追加となった一方で、歳出面では斎場建設事業、仮称第15小学校建設事業などで減額があったことから歳入歳出予算を調整した結果、余剰財源が生じたため、財政調整基金からの繰入金を減額したものです。

財政調整基金は当初予算で四〇億円の計上ですが、この補正により三三億五四七万円となり、現時点の平成16年度末の基金残高は、平成15年度の実質収支のうち基金に編入された額や条例による積立金などを加え、約一四九億円と見込んでいます。

平成17年度の見通しは、現在、当初予算の編成段階ですので数字で示せませんが、第2次実施計画で予定される事業の実施などを考えると、相当程度の財政調整基金を活用することが必要になると考えています。

問　補正予算の概要を伺います。

答　主な補正内容は、会費収入が当初予算では加入者数、大人3080人、中学生以下4400人と想定し一六五〇万円の計上ですが、平成16年度中の加入者が途中加入者も含め大人約28800人、中学生以下約3600人となり、会費収入が一五二〇万円となり一三〇万円の減少が見込まれるのでこれを減額し、職員の給与費の増加などに伴い一般会計から九九万円を繰り出し、同額を特別会計に繰り入れる補正、また、前年度の見舞金の支払い実績を踏まえ、見舞金の不足が見込まれ、交通災害共済基金から一三〇万円を繰入れの補正、また、平成15年度の歳入歳出決算で三六一万円の余剰金が生じ、これを本年度に繰り越し、このうち三一二万円は基金の余剰金であるため、これを基金に積立てるものです。

問　青少年交流活動センターの設置及び管理に関する条例について、新規に設置するこの施設を直営ではなく指定管理者制度を導入して管理するメリットは何かをお聞きしたいと思います。

答　メリットは、民間事業者の専門的な手法の活用により、管理経費の縮減や、より多くの利用者を確保しようと、利用者の満足度を高める努力を行うなど、民間事業者ならではの発想が取り入れられることで利用者に対するサービス向上が期待できると考えています。

日本共産党

問　一般会計補正予算で、高齢者在宅介護支援事業のホームヘルパー派遣事業が五〇〇万円の減ですが、当初見込みと、なぜこういう結果になったのか、更に正減の要因について明らかにしていただきたいと思います。

答　当初予算は、編成時に平成15年度の決算見込みを前提にパー介護保険対象者のホームヘルパー利用者数をもとに算定しています。また、市は、国の介護保険導入の目的の民間事業者活用の考えを踏まえ、民間事業者では処遇が困難なケースを除き新規のホームヘルパー利用契約をしていません。

その結果、従来から市のホームヘルパーを継続利用している契約者では、毎年契約者が減少していく状況となっています。

問　墓地公園事業特別会計補正予算で、墓地公園の今後の整備計画は、人口をどのように見込んでいるのか伺います。

答　墓地公園整備計画は、昭和63年に作成し、墓所の基数などの計画内容は、当時の浦安市基本構想による想定人口18万人をもとに計画されたものです。

問　青少年交流活動センターの設置及び管理に関する条例について、オリエンタルランド社から無償で提供されることになっている施設の建設予定地は、もともと公益施設用地として県企業庁から無償提供が約束をされていた土地です。用地取得以前の設置管理条例の制定は順序が逆だと思われますが、既に取得の方向が定まったのでしょうか。建設用地取得に向けての交渉経緯について、現段階でどうなっているのか伺います。

答　建設用地取得に関する交渉は、これまで企業庁と協議を重ねて、現時点では用地を無償貸与で了承を得ているところです。

また、用地の取得は、全体的な公益施設負担の見直し協議が整った段階で、速やかに取得していきたいと考えています。

問　特別会計条例の一部改正について、今回、学校給食特別会計を一般会計とし、条例から外したのは、総務省の決算統計との関連があるのかご説明をいただきたいと思います。

答　毎年総務省が行う決算統計では、各団体間で統一性を持たせるため、普通会計により各種財政指数等を算出し、各団体間の比較が行われています。そこで、できる限り一般会計を普通会計に近づけていくことで、市全体の財政構造を簡素かつ明確にし、より計画的な財政運営を目指していくため、特別会計の整理・合理化を検討した結果、平成16年度をもって学校給食センター特別会計を廃止しようとするもので、その意味で関係があるものと考えています。

政新クラブ

問　一般会計補正予算で、これまで2度の補正予算とも新規事業の計上が少ないように思えます。先に認定された平成15年度決算で、予備費を充用したものの中に補正で対応できたのではないかと感じています。今回の補正予算編成にあたって、補正計上により対応すべき審議事業がなかったのかどうか、そのあたりの検討はどのように行われたのかお尋ねいたします。

答　平成16年度当初予算は、時代潮流の変化に的確に対応しながら、「人が輝き躍動するまち・浦安」の実現を目指していくため、経済情勢など財政を取り巻く諸状況に留意し、総計予算主義の原則のもと、予測し得るすべての歳入歳出の計上に努めたところです。

しかし、実際に編成時点と執行段階との間に相当の時間差があり、予算外や予算超過の支障が生じてきます。この対応として補正予算や予備費ということになりますが、できる限り補正予算により対応してきたところです。

今回の補正予算も、編成過程で見込まれた予算の過不足について、これを調整したものとなっています。

問　浦安市立幼稚園の設置及び管理に関する条例一部改正について、地元市民の意見の把握など、廃止までの経緯についてご説明いただきたいと思います。

答　教育委員会では、幼稚園の充実を目指し、平成13年度に浦安市立学校適正配置等検討委員会を、平成14年度には幼稚園教育のあり方検討委員会を設置し、これらの検討委員会からの報告書、市民アンケート結果、シンポジウム、幼稚園保護者による保護者アンケート結果などを踏まえて検討してきました。検討の結果、美浜・入船地区4園を2園に統廃合し、そのうち1園は保育園に転用し、もう1園は施設の有効な活用案を検討して具体化するとしたものを初め、さまざまな幼稚園の方向性をまとめ、平成14年9月22日の政策広報で広く市民にお知らせをしたところです。

その後、美浜・入船地区で保育園に転用する幼稚園として、定員に対する入園率が1割前後で推移している入船北幼稚園に決めましたが、この決定は平成14年10月3日の地元自治会への説明会、同10月16日には入船北幼稚園保護者及び同地区の未就園児を持つ保護者への説明会を開催し、ご理解をいただいたところです。なお、この説明会では、平成15年度はこれまでどおり入園募集を行いましたが、平成16年度は行わず、平成15年度入園児の卒園をもって閉園することとし、これについてもご理解をいただいたところです。

無所属

問　各会計補正予算の職員給与等で、提案理由の説明では人事異動等による増減と説明されていますが、一般会計とすべての特別会計で補正されていますが、全会計で職員給与費はトータル幾らの減額又は追加となっているのか伺います。

答　今年度は、本市に影響のある給与の人事院勧告がなく、今回の補正予算は主に当初予算編成後の人事異動等により各科目ごとの給料、職員手当を追加又は更正減の補正をする他、千葉県市町村職員共済組合の負担金が本年10月より負担率の変更があり、共済費の追加補正を行うものです。

職員給与費等の合計は、2節給料で二八三六万四〇〇〇円の減額、3節職員手当等で九二五万九〇〇〇円の減額、4節共済費で二二七四万五〇〇〇円の追加、19節負担金補助及び交付金で三七万六〇〇〇円の減額となり、合計して一五二五万四〇〇〇円の減額です。

問　青少年交流活動センターの設置及び管理に関する条例で、指定管理者の期間は何年を予定しているのでしょうか、伺います。

答　同センターは、新しい施設形態の施設であり、他の自治体の類似施設で指定管理者制度の導入を決定している所の指定管理者の指定管理者は、おおむね3年程度のため、同様に3年程度としたいと考えています。

問　特別会計条例の一部改正について、学校給食センター特別会計廃止のメリットを伺います。

答　財政運営面では、特別会計の整理・合理化を図ることで市全体の財政構造の簡素化、明確化が図れる点です。また、消費税の面では、学校給食センター特別会計は平成15年度、消費税納付金六二万九五〇〇円を納付していますが、この事業を一般会計で処理した場合、消費税法第60条第6項に基づき、売上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額を同額と見なされ、結果的に納付税額が生じないこととなります。

問　国民健康保険税条例の一部改正で、本年3月に地方税法が改正され、これを受けて市税条例は平成17年度からの改正分は6月議会で改正しています。

今回の条例改正は、市税条例改正と全く同じ地方税法の改正が理由となっていますが、6月議会で改正せず、今定例会で改正する理由を伺います。

答　地方税法の改正では、市民税は平成16年度分からの適用が含まれており、それらは専決処分に、平成17年度からの適用は条例の改正議案を提出しています。

一方、国民健康保険税は、すべて平成17年度以降の適用のため、今定例会で改正を行うものです。

平成16年の議員出席表がまとまりました。なお、表に記載してある会議の他に調査視察や研修会等が開催されています。

また、議員は議会外の活動として各種団体の会合等にも出席しており、正副議長も各委員会等に随時出席していますが、この出席表には記載していません。

議席	議員名	本会議		臨時会		総務		教民		建設		特別委員会		議運		全協		議会だより		合計		出席率	遅刻	早退
		出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	出	欠	%		
1	元木美奈子	26	0	1	0					7	0	13	0	20	0	8	0			75	0	100.0		
2	井原めぐみ	26	0	1	0	8	0					13	0			8	0			56	0	100.0		
3	森野卓郎	26	0	1	0			6	0			13	0			8	0	8	0	62	0	100.0		
4	丹下剛	26	0	1	0			6	0			13	0			8	0	8	0	62	0	100.0		1
5	折本ひとみ	26	0	1	0					7	0	13	0			8	0	8	0	63	0	100.0		
6	石井清	26	0	1	0			6	0			13	0			8	0	8	0	62	0	100.0		
7	空岡信耶	26	0	1	0	8	0					13	0	19	1	8	0			75	1	98.7		
8	山崎次雄	26	0	1	0	8	0					13	0	20	0	8	0			76	0	100.0		
9	田所由香	26	0	1	0	8	0					12	1	20	0	8	0			75	1	98.7		
10	広瀬明子	26	0	1	0					7	0	12	1			7	1	8	0	61	2	96.8		
11	秋葉要	20	6	1	0			5	1			13	0	17	3	8	0			64	10	86.5		
12	金子喜一	25	1	1	0					7	0	13	0			8	0	7	1	61	2	96.8		
13	杉浦哲	26	0	1	0					7	0	13	0	20	0	8	0			75	0	100.0		
14	小泉芳雄	26	0	1	0					7	0	12	1			8	0			54	1	98.2		
15	平野芳子	25	1	1	0			6	0			12	1	18	2	8	0			70	4	94.6		
16	岡本喜徳	26	0	1	0			6	0			13	0			8	0	8	0	62	0	100.0		
17	内田悦嗣	26	0	1	0	8	0					13	0	20	0	8	0	8	0	84	0	100.0		
18	深作勇	26	0	1	0	8	0					12	1			8	0	7	1	62	2	96.9		1
19	醍醐誠一	24	2	1	0			6	0			11	2	20	0	7	1			69	5	93.2		
20	辻田明	26	0	1	0					7	0	13	0			8	0			55	0	100.0		
21	高津和夫	26	0	1	0	8	0									8	0			43	0	100.0		
	合計	536	10	21	0	56	0	41	1	49	0	253	7	174	6	166	2	70	2	1366	28	98.0		

＊所属する委員会等の関係で各議員の出席すべき日数には差があります。
（表中、議運＝議会運営委員会・全協＝全員協議会・議会だより＝議会だより編集委員会の略です。）

決算の審査

第3回定例会で各常任委員会に付託された平成15年度各会計歳入歳出決算認定の審査は、10月21・22日教育民生常任委員会、10月25・26日建設経済常任委員会、10月28・29日総務常任委員会で行われ、収支の適法性、行政効果、予算の執行状況、さらには次年度予算への反映等を考慮して慎重に審査された結果、総務常任委員会は否決すべきもの、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会は認定すべきものと決しました。

この結果は11月26日の本会議で各常任委員長より報告が行われ、採決の結果、賛成多数で認定されました。

総務常任委員会

（一般会計）

問　電子入札システム構築事業について、導入のこれまでの成果はいかがでしょうか。

答　電子入札システムについては、県下で初めて導入という形ですが、その目的としては、第1に入札契約にかかわる透明性の確保を図っていく。さらに事業者の負担軽減を図る。さらに競争性の向上についても図っていこうという目的に沿い行われたもので、この構築事業経費は、浦安市の契約の解析を行うとともに、先進自治体の状況等についてもよく分析をしました。

したがって、現在のところ、来年1月に予定している一般競争入札についても、当初の計画どおり順調に導入できると考えています。

問　総務費基金利子の中でいろいろな基金を持っていますが、これらの基金は、具体的にどういった預け入れ方法なのか、また、利率はどのくらいなのか、その実績をご説明ください。

答　基本的に今の基金の運用については、来年4月のペイオフ解禁に備え、庁内で検討委員会を立ち上げ、基金については安全が第一であり、かつ効率的な運用方法ということで検討してきました。

ここのところでその公金の基準を策定し、今後運用して行くわけですが、平成15年度はほとんどのものが普通預金で運用をしています。

中には例えば東京ベイ信用金庫から、市債を借りていますので、それと相殺できるように、そういうところについては、大口の定期で預けているような一部定期はあります。

なお、普通預金の利率については、概ね0・02％の利率で運用ということになっています。

問　庁舎事務用品購入経費が前年度より一〇〇万円少なくなった理由についてお答えください。

答　庁舎事務用品購入経費の減額理由は、平成14年度からの在庫がかなり残った関係で額が少なくなったものです。

教育民生常任委員会

（一般会計）

問　幼稚園授業料の月額及び今後の改定について伺います。

答　公立幼稚園の授業料は月額五〇〇〇円ですが、ここ二十数年来、改定をしていませんので、現在、改定を視野に入れて検討しています。

問　学校給食センターにおけるアレルギー対策を伺います。

答　千鳥に建設を予定している調理場の中で特別食調理室を設け、一日最大140食を提供する予定です。除去対象食材は、卵、乳製品で、平成18年4月の調理場のオープンと同時に対応できればいいのですが、安全に配慮するという意味で、慎重を期して平成19年1月からの開始を予定しています。これにより現在把握しているアレルギーを持つ児童の約6割はカバーできると考えています。

問　やすらぎの街整備構想の方向性について伺います。

答　この構想は市が直接行うのではなく、民間による設置、運営を考えていまして、予定地域については、高洲、明海もしくは地区を限定せずに市全体を対象とするなど、事業を展開していく方向で検討中です。

問　乳幼児医療費助成事業は、三億八六七六万六〇〇〇円の当初予算に対し、決算額が二億八九八一万五〇〇〇円とかなりの差になっている理由を伺います。

答　平成14年度までは償還払いでしたので多少の金額で申請されない方もいたことから、平成15年度からの現物給付開始に伴って医療機関への受診回数がふえるのではないかと考え、一億四二〇〇万円ほどの増額を見込みました。しかし結果として見込よりも少なかったということです。

問　生活保護世帯がふえていますが、近隣他市の状況を教えてください。

答　平成16年3月末の人口1000人に対する生活保護者数の割合は、市川市が7・75、船橋市が9・15、松戸市が9・33、習志野市が5・65、本市が5・58という状況です。

建設経済常任委員会

（一般会計）

問　駐車対策費、違法駐車等防止助言啓発事業について事業の実績、効果等についてご説明ください。

答　平成15年度は大三角線と県道市川浦安線、宮前通り、さくら通りを公共交通の通行に支障が出るということで重点道路に指定し、違法駐車のドライバーや駐車車両等に対して助言や啓発・警告書の貼付活動などを行っています。

大三角線は、やなぎ通りの猫実三丁目交差点から堀江橋までの約2・2㎞で年間36回の啓発活動などを行っています。

この効果として平成14年度の平均駐車車両台数約28・1台から平成15年度は約26台と、7・5％減少した状況になっています。

もう一方は、県道市川浦安線市民病院前交差点からさくら通りの東野交差点までの約2・3㎞で年間44回の啓発活動を行い、平成14年度の平均駐車車両台数が約108・3台から、平成15年度は約104・1台と3・1％減少した状況になっています。

問　地下水汚染防止対策水質調査について、市内21か所の井戸のうち1か所で実施し、大腸菌が陽性、ヒ素が水道法上の基準を超えるといったデータを、井戸を所有している方に報告すべきではないでしょうか。

答　ご指摘は十分理解いたしますので、地点は違いますが、それぞれ井戸をお持ちの方には状況を報告したいと思います。

併せて、飲料水として井戸を使わないようお願いしていきたいと考えています。

問　中小企業の資金融資制度について、資金融資運営審査会の平成15年度の開催状況を伺います。

また、市内企業の倒産の状況について把握しておりましたらお答えください。

答　平成15年度、審査会は9回開催しています。

また、市内企業の倒産件数は、平成15年度1か年で13件でした。

平成15年度　決算に対する討論

（反対）

行政課題に対し市政がどのようにこたえたか、幾つかの点に絞って述べます。

まず、特養ホーム待機者の問題です。平成15年4月には347名もの待機者がいると報告されています。この問題に対し、平成15年度の行政は解消の見通しを立てることができなかったと言わざるを得ません。

保育園待機児問題も依然として深刻です。緊急保育計画を見直し、市民要求にこたえようという点では評価するものの、市民ニーズに的確にこたえているとは言えないと指摘せざるを得ません。

もちろん、平成15年度決算の中では、障害者及び障害者団体より長年にわたり出されていた障害者福祉センターの建設がなされたこと、斎場整備計画に一定の前進が見られたことなど評価すべき点もありますが、全体として大きな問題を指摘せざるを得ないこと、また、各常任委員会で指摘された数多くのむだ遣いや問題点等もあることから、平成15年度決算に対し認定をするわけにはいかないことを延べ、認定反対の討論とします。

（賛成）

平成15年度の一般会計決算額は、前年度と比べ歳入2・9％、歳出3％の減の決算規模となっています。健全な財政状況と言われる本市においてもこのような状況です。だからこそ堅実に将来を見据えていかなければなりません。

具体的項目から見ると、新町地域の住宅開発に伴う人口の増加に対応するための公共公益施設の整備は、この間、待機児童解消のための緊急保育5か年計画に沿った、保育園施設を初め幼稚園、小・中学校の建設計画を着実に推進してきました。小規模学校選択制度導入の準備をした年でもあります。東野地区では障害者福祉センターがオープンしました。千鳥地区の斎場建設計画は、平成15・16年度の2か年で建設されています。環境基本条例が制定された環境元年とも言うべき年に、羽田空港再拡張事業の問題が発生し、市当局も対策室を設置し、やれることはすべてやる姿勢を貫かれました。さまざまな取り組みが基本構想の各都市像ごと、各部署ごとに展開されました。

平成15年度の予算執行、事業執行は、実施計画に沿いながら各分野できめ細かく、適切に執行されたものと判断し、賛成討論とします。

（反対）

平成15年度予算編成は基本方針を策定し、市の財政状況を「平成18年度以降は市税収入に陰りがでてくるだろう」と冷静に見つめ、分析し、市民の負託にこたえるべく内容で編成されていきました。その中では、職員一人一人に発想の転換を求め、迫り、コスト意識をもって事業全般を根本から見直すよう打ち出されました。しかし、この方針がどこまで浸透、実践できたのか、大変疑問を抱きました。

業者との契約に、余りに地方自治法等に反するものが多すぎたように思われます。1社随意契約が余りにもあり過ぎました。分割契約も発覚しました。また、談合が疑われる事例も多々ありました。

問題が起きたときどう行動するのか。必ず問題が起きるには原因があり、それを徹底的に追求、分析しなくて真の解決は有り得ません。しかし、平成15年度の施策を見ると、何か問題が起きたとき、最初に行うのは、取り繕うあるいは隠ぺいに走る、というものであったと思います。そういう中での平成15年度の決算を容認できません。市民の大切な税金、血税を預かる市の平成15年度のやってきたことは、多くの市民も納得できないことであろうと思い、反対討論とします。

本市への視察訪問（10月～12月）

10月13日	静岡県浜松市（図書館）
10月14日	群馬県太田市（図書館）
10月15日	千葉県船橋市（補助教員）
10月15日	岩手県宮古市（図書館）
10月19日	大阪府寝屋川市（公設民営保育園）
10月20日	大阪府八尾市（地理情報システム）
10月20日	北海道室蘭市（小・中学校）
11月5日	愛媛県伊予市（防災）
11月11日	北海道北見市（地理情報システム）
11月17日	埼玉県大利根町（図書館）
12月1日	宮城県富谷町（図書館）

市議会ホームページのお知らせ

市議会のホームページでは、定例会の日程のお知らせや平成9年第1回定例会からの会議録などがご覧になれます。

また、議員個人が開設しているホームページへもリンクしています。

ホームページアドレス
http://sv2.city.urayasu.chiba.jp/discuss

編集後記

本号は、第4回定例会について編集をいたしました。

お気づきの点やご意見がございましたら、左記までお知らせください。

浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市議会事務局
☎三五一―一一一一内線一八〇四
FAX三五一―一一四〇
うらやす議会だより編集委員会
◎深作　勇　○金子　喜一
森野　卓郎　丹下　剛
石井　清　広瀬　明子
折本ひとみ　岡本　善徳
内田　悦嗣
◎委員長　○副委員長